

デ・モイン公共図書館「図書館の権利宣言」(1938) 成立事情

井上靖代

(1) はじめに

アメリカ図書館協会 American Library Association (ALA) で出版している『知的自由マニュアル第5版』では「図書館の権利宣言(図書館憲章とも訳される) Library's Bill of Rights の成立経緯に関して、デ・モイン De Moines⁽¹⁾公共図書館で採択された「図書館の権利宣言」を基にしているとの記述がある⁽²⁾。

日本では、「図書館の自由に関する宣言」が最初に採択された際に、この1939年成立の ALA 版「図書館の権利宣言」を参考にしたことや、資料選択方針としての分析は、大滝論文ですでに論じられている。しかし、その成立背景については同じ大滝論文でも議論の余地があるとしている⁽³⁾。

では、なぜ、そのデ・モイン公共図書館で図書館における知的自由に関する文言が採択され、ALA で成立する「図書館の権利宣言」の原型となっていったのか。当時の図書館をめぐる社会状況が、このデ・モイン公共図書館で「図書館の権利宣言」を採択するのになんらかの影響を与えたのだろうか。

本稿では、デ・モイン公共図書館で「図書館の権利宣言」が採択された成立背景を分析する。さらに、当時の ALA 知的自由部部长ジュディス・クラッグ Judith F. Krug が史的背景を論じているなかで“但し書き”とみなしている⁽⁴⁾、このデ・モイン版および1939年版で述べられている集会室利用についても、その成立背景を分析するとともに、制限的公共空間としての図書館の「場」利用についても議論の一石を投じてみたい。

(2) デ・モイン公共図書館と館長スポールディング

アメリカ図書館協会成人教育部会 Adult Education Board は、1939年に「いわゆる」 「図書館の権利宣言」 Library's Bill of Rights を採択するよう声明 resolution⁽⁵⁾をだし、さらに常任理事会 Executive Board は、「検閲に関する委員会」 Committee on

Censorship を設置することに同意⁽⁶⁾している。翌1940年に、この検閲に関する委員会の委員長であるフォレスト・スポールディング Forrest Spaulding が調査報告をおこなっている。

1940年5月 ALA は正式に「図書館の権利宣言」を採択し、「知的自由委員会」the Committee on Intellectual Freedom, to Safeguard the Rights of Library Users to Freedom of Inquiry の設置を提案した⁽⁷⁾のである。このきっかけは対外的には、アメリカ市民自由連合 American Civil Liberties Union が公共図書館での『怒りのぶどう』（ジョン・スタインベック著）排斥について、アメリカ図書館協会に公に問いかけたことである。しかし、それ以前からすでに、図書館での場と資料利用に関する「いわゆる」 「図書館の権利宣言」 Library's Bill of Rights が、アイオワ州デ・モイン公共図書館 Des Moines Public Library で提案され、採択されていた。その原文を作成し提案したのが、検閲に関する委員会委員長であり、デ・モイン公共図書館館長のフォレスト・スポールディングである。

では、なぜこのアイオワ州デ・モイン公共図書館で「図書館の権利宣言」が採択されたのか。原文を作成し、図書館理事会に提案したスポールディングはどのような人物であったのか。

2-1. デ・モイン公共図書館⁽⁸⁾

デ・モインはアイオワ州の州都であり、2011年の市人口規模は約21万人、白人人口割合が70.5%（ヒスパニック除く）である⁽⁹⁾。19世紀後半には石炭業が盛んとなり、石炭を運ぶため鉄道が建設された。1930年代にはこの町からシカゴまで鉄道での客車運行も整備（現在は廃線となっている）されており、シカゴとの商業文化圏の中核地のひとつであった。1930年当時はデ・モインを含むポルク Polk 郡での人口が約17万人である⁽¹⁰⁾。現在、保険業や出版業などが主な産業である。大統領選出の予備大会としての党員集会がおこなわれる都市でもあり、政治的に関心が高い地域ともいえよう。

デ・モイン公共図書館は1866年創立で、初期の頃は間借りをする形で何度か移転したのち、1900年にデ・モイン川に近い場所に独立した中央館を開館した。この建物は現在、世界食糧賞を授与する財団がはいており、World Food Prize Hall of Laureates と呼ばれている。2006年4月には新中央館⁽¹¹⁾として、現在の市の中心地域に移動し、開館した。

1920年代には分館をつぎつぎと開館し、図書館からの郵送配本や、病院サービス・図書館ラジオ放送活動・ビジネス情報サービスなど、図書館網の拡大とともに積極的なアウトリーチ・サービスを実施していた。

1930年代になって大恐慌がおこると、“男性読書室 men's reading room”を設置し

Waterfront University と称して、失業者のために場と資料情報提供をおこなっている。

『怒りの葡萄』で描かれているように、失業し各地を転々とする Ho-bo と呼ばれる短期労働や季節労働を請け負い生活している人々を追い払うことが多かった社会状況下で、中西部の小さな町の図書館としては積極的な活動といえよう。1935年に図書館資料費の大幅な削減があったものの、連邦緊急救済局 (FERA : Federal Emergency Relief Administration) の支援を受け、移動図書館活動として巡回文庫 traveling library 活動をおこなったり、連邦政府の WPA (Works Progress Administration) の資金援助により10代向けの部屋を開設するなどしている。

中央館開館当時から児童室・幼児室・医学図書室・参考図書室をもっていたなかで、この図書館活動拡大の支障となり始めていたのが、1909年から2階の大部分を占めていた美術ギャラリーと、図書館2階を本拠とするデ・モイン美術協会 Des Moines Fine Arts Association であった。地元の野外活動団体から、ある分館の集会室利用の要望があり、図書館理事会が審議しているが、同時にこの美術団体の事務机を図書館内に継続して設置するかどうかについても審議している。結果として1ヶ月延長して設置継続を了承しているが、図書館外の団体が図書館を場所として利用することについて大きな課題となっていたことがうかがえる⁽¹²⁾。このデ・モイン美術協会は、すでに数年前から展示活動等は休止し、事務担当をしていた職員は美術部門の司書に転じていたが、残された所蔵美術作品資料等が図書館内で大きな部分を占め続けていたのである。さらに WPA の活動の一環として地元のアーティストによって壁画を描いてもらって、10代向けの部屋を確保しようとした際に、この団体から担当者決定についての申し入れなどがあり、もめた⁽¹³⁾ようである。したがって、図書館としては、分館利用についての申請がおこなわれる以前から図書館外の団体、つまり美術協会が、図書館を場所として利用することについての方針を定めておきたかったのである。

この方針作成にいたる直接的なきっかけとなったのは、リンカーン・ハイツ生活改善団体 Lincoln Heights Improvement League という地域活動グループが、リンカーン・ハイツ分館の集会室を、週1回、継続的にシー・スカウト Sea Scouts の会合場所として利用したいとの要望がだされたことである。アイオワ州には海はないが、デ・モイン近くにいくつか大きな貯水池がいくつかあり、この団体はボーイ・スカウトやガール・スカウトのように野外で活動する団体と考えられる。デ・モイン図書館理事会は1938年10月17日の月例会議で、その是非について討議している。理事会はさらに図書の購入や寄贈の受け入れについても議論した。そして、館長に対し、集会室利用と資料収集についての方針を文章化して、理事会で討議できるよう準備するように指示をだし、それに応える形で館長が文章を作成した⁽¹⁴⁾のである。

1938年11月21日の図書館理事会月例会議で採択されたこの方針は、地元新聞 *Des*

Moines Register 編集者が「図書館の権利宣言」The Library Bill of Rights あるいは「デ・モイン権利宣言」The Des Moines Bill of Rights と命名し、広まっていくこととなる⁽¹⁵⁾。同じアイオワ州の Sioux city や隣りのイリノイ州の Collinville などが、そのあとすぐに同様の方針を採択するなどしており、図書館の現場でこの方針を受け入れていくようになる⁽¹⁶⁾。

この方針は、翌年1939年10月11日に、図書館の講堂で予定されていた共産党の会合が、退役軍人の服装をしたグループによって妨害された際の図書館側の対応として現実のものとなった⁽¹⁷⁾。

このデ・モイン図書館理事会が採択した集会室利用と資料選択についての方針は、以下のとおりである。

Now, when indications in many parts of the world point to growing intolerance, suppression of free speech and censorship, affecting the rights of minorities and individuals, the Board of Trustees of the Des Moines Public Library reaffirms these basic policies governing a free public library to serve the best interests of Des Moines and its citizens.

I. Books and other reading matter selected for purchase from public funds shall be chosen from the standpoint of value and interest to the people of Des Moines and in no case shall selection be based on the race or nationality, political or religious views of the writers.

II. As far as available material permits, all sides of controversial questions shall be represented equally in the selection of books on subjects about which differences of opinion exist.

III. Official publications and/or propaganda of organized, religious, political, fraternal, class, or regional sects, societies or similar groups, and of institutions controlled by such, are solicited as gifts and will be made available to library users without discrimination. This policy is made necessary because of the meager funds available for the purchase of books and reading matter. It is obviously impossible to purchase the publications of all such groups and it would be unjust discrimination to purchase those of some and not of others.

IV. Library meeting rooms shall be available on equal terms to all organized non-profit groups for open meetings to which no admission fee is charged and from which no one is excluded.⁽¹⁸⁾

「今日の世界各地では、不寛容、言論の自由の抑圧、検閲が高まりつつあり、少数者や個人の権利に影響を与えている。この状況下において、デモイン公立図書館理事会は、デモインとその市民の最大の利益に奉仕する目的で、公立図書館に及ぶべき基本方針を、以下のように再確認する。

第1条：公費で購入する図書およびその他の読書資料は、デモインの人のびとにとっての価値と関心にてらして選ばれるべきである。いかなる場合にも、著者の人権、国籍、あるいは政治的、宗教的な見解にもとづいて、選択がなされてはならない。

第2条：資料が入手できる限り、意見の相違がある主題についての図書を選択するさいには、論争上の問題のあらゆる側面を、等しく入れるようにすべきである。

第3条：公の出版物、および／あるいは組織された宗教的、政治的、友愛的、階級的、リージョナルな党派や協会、あるいは類似のグループ、さらにそうした諸団体の統制下にある機関の出版物については、寄贈を要請し、図書館利用者が差別なく利用できるようにする。この方針が必要なのは、図書および読書資料の購入費が乏しいためである。上述のすべてのグループの出版物を購入することは、明らかに不可能である。そして、特定のグループの出版物だけを購入するのは、不当な差別になるであろう。

第4条：図書館の集会室は、組織化されたすべての非営利グループにたいして、平等に提供されなければならない。そうした集会は、公開かつ無料で、誰をも排除してはならない。」⁽¹⁹⁾

実は、この方針作成に関しては、すでにほかの公共図書館で類似の方針が明文化されており、スポールディング館長が参考にしたのではないかと思われる。それは、1936年4月13日にシカゴ公共図書館で決められた資料収集方針であり、また、1938年10月10日に採択された展示活動方針である。当時、ALA 常任理事(1936-1940)を務めていたスポールディングが、ALA 会長を務めた(1927-1928)こともあり、弁護士資格を有していた当時のシカゴ公共図書館長カール・B. ローデン Carl B. Roden (館長在任期間1918-1950)⁽²⁰⁾に、方針作成にあたってシカゴ公共図書館の方針について問い合わせたことは十分考えられる。

では、この方針を作成したスポールディング館長はどのような人物であったのだろうか。次にスポールディング館長について人物像を描いてみる。

2-2. 館長スポールディング⁽²¹⁾

館長のフォレスト・スポールディング Forrest Spaulding は、1882(1892)年⁽²²⁾ニューハンプシャー州ナシユア生まれで、マサチューセッツ州の神学校に通ったのちニューヨー

ク市で新聞記者の仕事について。1913年にニューヨークパブリックライブラリー NYPL 図書館学校を卒業している。当時はニューヨークやフィラデルフィアなど都市の公共図書館内に図書館学校があり、Page として働きながら講義や演習を受けて、司書となっていくことが多かったのである。彼はニュージャージー州のニューアーク図書館で働いたのち、ニューヨークの巡回図書館館長になる。1917年に若干25 (35) 歳⁽²³⁾でデ・モイン公共図書館長として就任している。館長として働きながら、近くにある第一次世界大戦に向けて徴兵した若者たちを訓練するキャンプ・ドッジ Camp Dodge で図書館を立ち上げるといった活動などにも関わっていたが、さらに近隣の州の軍駐屯地の図書館を組織化するなど活動範囲を広げていった。父親が軍の大佐であった影響と思われる。1919年には館長職を辞し、連邦政府直轄の沿岸警備隊員・商船船員・灯台守へのサービスをおこなう図書館の館長になる。

1920年にペルーのリマへ渡り、その地の博物館・図書館館長になる。そこで働きながら、ペルーとボリビアについての寄稿記事を AP 通信社へ送るという仕事をしている。当時のペルーでは、階級闘争を背景として社会改革を掲げるレギーア政権が1919年に発足し、1920年には憲法を制定していた。公共事業政策をすすめるレギーア政権下で、第一次世界大戦で弱体化していたイギリスに代わりアメリカが主な投資元となっており、アメリカでのペルーについての関心が高かったことも背景にあり、寄稿記事を書いていたかと思われる。だが、レギーア政権は大学学生運動が社会に影響を強く与えていると判断し、知識人らを大学から追放するなど、言論の自由への圧力を強めていた。ここでの体験が、のちにスポールディングが検閲に関する関心をもつようになった影響を与えたのかもしれない。

1922年にはアメリカへもどってきて、ニューヨーク州シラキュースにあるゲイロード社で編集者として働いたのち、1927年に再びデ・モインで館長として仕事をしている。1952年にデ・モイン公共図書館を退職したのち、1958年まで故郷のニューハンプシャー州ナシュアの市立図書館長となり、1965年にここで亡くなった。

最初の仕事が新聞記者であり、また、ペルーから AP 通信に寄稿記事を書いていたことなど、スポールディングにはジャーナリストとしての顔がある。このことがデ・モイン公共図書館で採択された方針が「図書館の権利宣言」として、マスコミに広くとりあげられるようになることと無縁とはいえない。実際、彼は多くのマスコミ媒体にこの指針を情報として流していたからである。

スポールディングは多くの地域団体活動に積極的に参加するなどして、地域とのコネクションを広めていた。そのなかで1928年には地元ラジオ局で「ラジオ・ブックトーク」番組を始める。内容は図書館での新着図書の紹介や時事に関する本の紹介である。当時、いくつかの公共図書館や大学図書館では、自前の図書館ラジオ局をもつところもあり、

図書館ラジオ放送活動をおこなっていた。

1930年代に、スポールディングはアイオワ州図書館協会 Iowa Library Association 内の委員会活動、司書資格認定に関する委員会と図書館の広報委員会に関わり活動している。1936年には、アイオワ州のすべての市民に対して州図書館がサービスをするように組織を再編成する活動を支持して、州図書館理事会 State Library Board のもとに州図書館 State Library と州図書館局 Iowa Library Commission との再編成を促した。また、公共図書館のニーズにあわせて州図書館が必要経費を算出し、その経費を連邦予算として支出するように働きかけるロビー活動もおこなっていた。これらのこともあって、この同じ年アイオワ州図書館協会会長に選出され、1937年までの任期を務めた。1939年には連邦政府関係委員会 Federal Relations Committee⁽²⁴⁾の委員長になる。この間、継続して政府にロビー活動をおこない、アイオワ州図書館協会大会で報告している。アメリカ議会図書館館長候補として名前があがるが、こういった活動が仇となったのか最終的に選出されなかった。彼はのちにアメリカ図書館協会傘下の公共図書館部会 Public Library Association の部会長にも選出される (1947-1948)⁽²⁵⁾。

1939年に ALA が「図書館の権利宣言」を採択すると、検閲に関する委員会の委員長として任命される。だが、図書館員は委員になりたがらなかったのか、当時シカゴの新聞記者であるスターリング・ノースが委員となっている。1940年にスポールディングが委員会として評議員会に報告しているが、「図書館の権利宣言」を審議しているにも関わらず、反応が鈍いことにいらだっている様子が記録されている。ALA は正式に宣言を採択した後、新しく知的自由委員会 a Committee on Intellectual Freedom, to Safeguard the Rights of Library Users to Freedom of Inquiry を発足させることとなった。

デ・モイン公共図書館で採択した「図書館の権利宣言」は、アメリカ図書館協会が採択された際には文言が変更されている。そのあたりの経緯は『図書館の原則 新版 図書館における知的自由マニュアル (第5版)』で“歴史”として示されている⁽²⁶⁾。だが、この“歴史”では経緯の説明は少ない。上述のように、デ・モイン公共図書館で方針の文言を作成する際に、すでにシカゴ公共図書館で同様の方針が明文化されており、それらを参考にしたことは否定しがたい。ALA が「図書館の権利宣言」を採択する以前のアメリカの公共図書館とその図書館をめぐる状況を検証すると、採択の理由や目的などが明確になってくる。ということは、デ・モイン公共図書館が参考にしたと思われるシカゴ公共図書館の事例も検討すべきである。では、シカゴ公共図書館で作成された資料収集提供に関する方針や集会室利用の方針とはどのようなものなのか。その作成に関して、どのような背景があったのだろうか。

(3) シカゴ公共図書館の方針

シカゴ公共図書館の資料と場所としての利用についての方針成立の背景として、考えられる要因はいくつかある。ひとつには図書館所蔵資料やラジオ放送に対する疑義申し立ての増加である。1927年頃からシカゴやボストン、クリーブランドなど大都市の図書館で所蔵図書に対してクレームや裁判が起こっていた⁽²⁷⁾が、さらに30年代後半になると海外でのナチズムの検閲活動や出版を通じての宣伝活動と、国内の右翼的な勢力による図書館所蔵の資料や教科書への攻撃が盛んになってきて、各地で議論されていたといった社会事情⁽²⁸⁾があげられる。もうひとつは図書館での階級闘争、つまりジュニア図書館員（当時30歳以下の図書館員たちはジュニアと呼ばれ、ALA 正会員として加入が認められなかった。のちに35歳以下に引き上げられる）らが始め、のちに図書館員労働組合成立へとつながる活動も背景と考えられる⁽²⁹⁾。

3-1. シカゴ公共図書館資料方針

シカゴでは、1927年にシカゴ市長トンプソン William Hale Thompson が図書館の所蔵資料のなかにイギリス王室からの寄贈図書（シカゴ大火のあとヨーロッパ各地から多数の寄贈図書があった）があり、反米的内容ではないかと、クレームをつける⁽³⁰⁾といったことがあった。これは市長の政治的パフォーマンスといってもよく、市民からは賛同を受けなかった。

だが、30年代にはいると市民からも図書館資料についての疑義が出てくる。1934年にアメリカ在郷軍人会 The American Legion クック郡評議員会（シカゴはクック郡に位置している）から図書館理事会に対して、共産党の出版物についての貸出しについて問い合わせがおこなわれた事例⁽³¹⁾がある。翌年、図書館理事会は対象を特定するようにと回答している⁽³²⁾。1936年にはポーランド系移民とロシア系移民の各グループから、それぞれの言語による図書館所蔵資料の中の特定図書についての疑義申し立てがなされた。共産主義的で反道徳的であるとの理由である⁽³³⁾。また、シカゴ市民自由委員会 Chicago Civil Liberties Committee もこれらのグループの申し立てに関連して、特定の宗教を擁護している資料を図書館が所蔵しているのではないかとの疑義をだしている⁽³⁴⁾。

また、1938年10月にラジオ放送に対する検閲がある。ミネアポリスの WTCN ラジオ局がユージーン・オニール Eugene O'Neill の「地平の彼方」(Beyond the Horizon: a play in three acts) を放送し始めたところ議論が巻き起こり、FCC（連邦通信委員会 Federal Communications Commission）が検閲したということで、ALA 理事会（Executive Board）に報告され、抗議声明をだすべきだと議論されたが、却下されている⁽³⁵⁾。翌月、1938年11月にはオーソン・ウェルズ Orson Welles が火星人襲来 (H.

G. Wells. “The War of the Worlds”) のラジオ放送をおこない、聴衆がパニックになり大騒ぎになった⁽³⁶⁾。その結果、ラジオ放送についての検閲が必要ではないかという議論がおこっている。同じ11月にデ・モインでアイオワ州教員大会が開催されており、新聞のインタビューではおおむね教師は検閲に反対する立場をとっている⁽³⁷⁾。この時期、1928年から1940年にかけて、デ・モイン公共図書館でも図書館ラジオ放送活動を積極的に実施していることから、このラジオ放送についての検閲議論は大きな意味をもっていたと考えられる。

デ・モイン公共図書館のみならず、当時、ラジオ放送で図書館番組を担当したり、さらに独自で図書館ラジオ局をもつなどしてラジオ放送活動をおこなっていた公共図書館や大学図書館が複数あった。デ・モインに隣接するエームズ Ames にあるアイオワ州立大学 Iowa State College では、大学図書館ラジオ局をかなり早い時期から設立して活動しており、大学図書館長の C. H. ブラウンは ALA 内のラジオ放送ラウンド・テーブルの長を任じ、積極的に図書館ラジオ放送をすすめていた。巡回文庫や講習活動に連動した中西部の農民たちへの成人教育活動の一環である。ラジオ放送は図書館の所蔵資料ではないが、図書館が収集し提供する情報に対して図書館外からおこなわれる「検閲」に対して、鋭敏にならざるを得なかったと考えられる。

では、参考にしたと思われるシカゴ公共図書館での図書館資料収集方針はどのようなものか。

前述のポーランドとロシア系移民グループが疑義申し立てをおこなった際に、シカゴ公共図書館理事会は図書館の蔵書についての方針を1936年4月13日に採択してこれに対応した。

“..... a delegation of Polish citizens as well as from representatives of a Russian group in Chicago, both of whom appeared before this Board, complaining of certain books in those languages on the shelves of the Library. (abbr.) the Committee sees no reason for removing them or for limiting the contents of the foreign sections, or of any other department of the Library, to works dealing only with one side of controversial subjects to the exclusion of any or all other sides. (abbr.)

Your Committee therefore deems it useful to outline in the following paragraphs the policies of the Library and of the American Public Libraries in general on this issue.

The Public Library asserts its rights and duty to keep on its shelves a representative selection of books on all subjects of interest to its readers and not prohibited by law, including books on all sides of controversial questions.

Books on any subject, if published by reputable and well-known publishers and sold without restriction in bookstores, are properly admitted to the Public Library.

The Public Library has no right to emphasize one subject at the expense of another, or one side of a subject without regard to the other side. It must carry the important books on all sides and all subjects. (abbr.)” (April 13, 1936)⁽³⁸⁾

「(前略) シカゴ在住のロシア系住民と同じくポーランド系市民の代表はともに図書館理事会のもとにやってきて、図書館書架に並べてある双方の言語による特定図書群について申し立てをおこなった。(中略) 委員会はその図書群を排除したり、外国語図書セクションあるいは図書館のほかの部門においても、その内容について制限をおこなったりする理由は見当たらず、いかなる、あるいはすべての側を排除するように、相反する内容の一方だけ扱う理由も見当たらない。(中略)

したがって、委員会はこの問題について、一般的に本図書館とアメリカの公共図書館の方針として以下のような条文を概観しておくことは有益と考える。

公共図書館は、論点のすべての面を包括する図書を含み、読者が関心をもつあらゆるテーマについての図書の代理的な選択をおこなう権利と、配架し続ける義務を擁護するものであり、法律で禁止されるものではない。

どんなテーマの図書でも、もし、立派なよく知られている出版社で出版され、書店で制限なしに販売されているならば、公共図書館で適切に認知される。

公共図書館には、ほかを犠牲にして、ある一定のテーマを強調したり、あるいは他方を考慮することなくテーマの一面のみを強調する権利はない。あらゆるテーマのあらゆる側面をもつ重要な図書を所蔵しなければならない。」(筆者訳)

この理事会の議事録に示されている資料収集方針は、どのような資料を選択し収集するかを明らかにしているものである。それは相反する議論のある資料を偏ることなく、広く選択し収集することを明言化しており、まさに図書館における知的自由宣言といえる。ただ、デ・モイン公共図書館館長スポールディングのように、図書館外へのプロモー

ション、つまりマスコミへのアピールを強くおこなわなかったため、関係者にしか知られなかったのである。

3-2. 集会室・展示空間・掲示板利用方針

では、集会室利用についての方針はどうだろうか。

デ・モイン公共図書館では美術協会といった図書館外の団体によって図書館を場所として利用されていることが論点となっていたが、シカゴ公共図書館では、図書館員による団体の利用についての議論もあわせておこなわれていた。図書館員組合活動である。1938年10月10日に採択された展示会や会議での図書館利用方針は集会室の利用をも包括している。

Local Union in Public Library (公共図書館の組合活動)⁽³⁹⁾の著者リロレ Doreen Lilore によれば、アメリカの公共図書館での組合活動興隆期は、最初は第一次世界大戦時に、その次には1930年代、3度目には1960年代だという。シカゴ公共図書館内に図書館員組合 C. P. L. Employee's Union が成立したのは1937年頃である。その頃にはニューアークやニューヨーク、クリーブランドなどにも図書館員組合ができ、活発に活動をおこなっていた。

シカゴはアプトン・シンクレア Upton Sinclair の『ジャングル』The Jungle⁽⁴⁰⁾に表現されるように、1900年前後に食肉業者や運輸業者が集中する都市となった。新しくやってきた移民たちがその工場で過酷な労働をおこなう状況のなか、セツルメント運動に代表されるような社会改革運動が盛んとなった地域であり、図書館員組合活動もその流れのひとつといえるだろう。

シカゴ公共図書館員組合は成立後、図書館理事会の会議傍聴を1938年1月10日以降毎回申請することを求められている。もともとシカゴ公共図書館は、図書館を活用しての成人教育を積極的におこなってきており、図書館外団体の集会室利用についても容認する立場をとってきていた。例えば1934年11月12日にウェスト・サイド演劇クラブ West Side Dramatic Club がトーマン分館 Toman Branch Library の講堂利用願いを申請した際にも許可をだしている⁽⁴¹⁾。しかし、図書館内団体であっても集会室利用の申請をその都度求めるようになった⁽⁴²⁾。それは1938年6月18日にカンサス・シティでの図書館大会で、当時の ALA 会長のミルトン・ファーガソン Milton J. Ferguson が図書館員組合活動を非難する演説をおこなったことに対して、シカゴ公共図書館員組合が抗議声明をだした⁽⁴³⁾ことにみられるように、図書館界での立場の違いが反映していることは否定しがたい。この動きに連動するような形で、シカゴ公共図書館では1938年10月10日に図書館内での集会室や展示スペースの利用方針を定めたものと思われる。このシカゴ図書館の方針はデ・モイン版や1939年版 ALA の「図書館の権利宣言」が示す集会室の

利用に限定するものではなく、情報提供や情報宣伝活動についての掲示場所も含めた図書館の場所としての利用指針となる。

その方針は、以下のような文言となっている。8ヶ条採択されたうち、展示や集会室利用に係る条文は1から4にあたる。

“(appr.) which it is proposed to direct the general publicity policy and activities of the Library:

1. Representation of the Public Library by means of exhibit at important expositions and conventions in connection with which exhibit space is available, either free or at reasonable cost; such exhibits to be organized to illustrate the resources and services of the Library particularly along the lines of the general theme of the several expositions or conventions.
2. Advertisement of Special Services offered by the Library to special groups, social, industrial, scientific and artistic.
3. Promotion and development of publicity in Branch Libraries through posters, community newspapers and community organizations.
4. Production and distribution of Posters and Placards advertising the Library and its services in general, to be displayed in public places where space may be obtained. (appr.)”⁽⁴⁴⁾

「(前略) 当図書館の広報方針と活動を示唆するために提案するのは;

1. 展示場所が利用可能である場合、重要な展示会や講演会会合に関わる公共図書館の思想表現は無料あるいは適切なコストでおこなわれるものとする。そういった展示会ではこの図書館の資源やサービスを見せるために運営され、複数の展示会あるいは会議の一般的なテーマの流れを示すものである。
2. この図書館によって提供される特別なサービスの周知は、特別なグループに向けてのものであり、社会的、産業的、科学的、そして芸術的なものである。
3. 分館における情報記事の広報促進と展開は、ポスターや地域の広報紙、地域活動団体を通じておこなわれる。
4. 通常、この図書館とそのサービスを宣伝するポスターやプラカードの製作と配布は、場所が確保できる公的な場所で展示されるべきである。

(後略)」(筆者訳)

わかりにくい表現であるが、掲示場所を含めた図書館内での展示会といった場所の利

用や、講演会などの会合としての集会室の利用を包括した形での方針となっている。このシカゴ公共図書館での方針は1938年10月に図書館理事会で採択され、翌11月にデ・モイン公共図書館でも資料収集と集会室利用についての方針が採択されている。デ・モイン図書館版のほうがまとまった形になっているのは、館長スポールディングのジャーナリストとしての文章力と図書館内外への広報をねらう思惑とが効果をあげているといっ

ていいだろう。

1939年にALAが「図書館の権利宣言」を採択した際には、「デモイン『宣言』第4条は集会室の利用であるが評議会は大幅に変更して承認した」⁽⁴⁵⁾ののだが、その変更はこのシカゴ公共図書館の場所としての図書館利用方針の考え方のほうにより近い表現となっている。

デ・モイン図書館での方針の第4条では、

IV. Library meeting rooms shall be available on equal terms to all organized non-profit groups for open meetings to which no admission fee is charged and from which no one is excluded.⁽⁴⁶⁾

第4条：図書館の集会室は、組織化されたすべての非営利グループにたいして、平等に提供されなければならない。そうした集会は、公開かつ無料で、誰をも排除してはならない。」⁽⁴⁷⁾

となっていた。それが「図書館の権利宣言」1939年版では、

III. The library as an institution to educate for democratic living should especially welcome the use of its meeting rooms for socially useful and cultural activities and the discussion of current public questions. Library meeting rooms should be available on equal terms to all groups in the community regardless of their beliefs or affiliations.⁽⁴⁸⁾

第3条：民主的な生き方を教育する一つの機関として、図書館は、社会的に有用な活動や文化的な活動のために、また現今の公共の問題を討論するために、集会室の利用を特に歓迎すべきである。図書館の集会室は、コミュニティのすべてのグループにたいして、構成員の信条や所属関係にかかわらず、平等に提供されなければならない。」⁽⁴⁹⁾

となり、実務的な利用方針といったものから利用の目的や意義などを表明する方針と

なった。これはシカゴ公共図書館方針の第2条に近いといってよい。したがって、ALA「図書館の権利宣言」1939年版はデ・モイン図書館版のみならず、シカゴ公共図書館の方針の考え方もとりいれていたのではないかと考えられる。

1991年になってはじめて、ALAは「集会室」解説文を作成し、同時に、「展示空間と掲示板」の解説文も作成している。1938年時点ですでに集会室のみならず、展示空間と掲示板についての利用について、シカゴ公共図書館が方針として作成していたにも関わらず、なぜALA「図書館の権利宣言」1938年版ではとりいれられなかったのか。また、なぜ1938年以降1970年代にいたるまで⁽⁵⁰⁾議論がおこらなかったのか、史的検討が求められるところである。

(4) まとめにかえて―「場」として図書館利用の議論

1939年版を日本での「図書館の自由に関する宣言」で参考にしたものの、1939年版にある集会室利用に関する項目は採択されなかった。その成立のきっかけとなったのが、秩父市でおきた中島健蔵氏を囲む座談会についての警察官の図書館立ち入りということがひとつの要因になり、日本図書館協会に宣言の成立を求めることであった。つまり図書館での集会活動という面での知的自由の制限という直接的な事例があったにもかかわらず、宣言の主文にはとりいれられなかった。あくまでも資料中心とした図書館活動が背景にあったのだろうか。現在、「図書館の自由に関する宣言」前文では、「資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」⁽⁵¹⁾としている限り、資料のみならず施設の提供の面での知的自由を議論すべきではないだろうか。

1938年にALAが「図書館の権利宣言」を採択してから、集会室や展示空間・掲示板利用について議論し始める1970年代にいたる時期は、ALAの知的自由の姿勢を問われる時期でもある。史的検討はこれからであるが、この時期に図書館員労働組合運動を含む社会主義活動への警戒感から、レッド・ペリル（赤禍）やマッカーシズムにみられる反共産主義意識にいたる時期にあたり、図書館を場所として外部活動団体に利用させることへの危惧があったのではないだろうか。だが、これは図書館における知的自由を考える点では齟齬を生じさせる遠因ともなる。ALA「図書館の権利宣言」1938年版の成立背景や議論を検討することはその姿勢を検証することになる。また、その前史としてデ・モイン公共図書館やシカゴ公共図書館で採択した資料方針や集会室・展示空間・掲示板利用方針を検討することは、日本が「図書館の自由に関する宣言」の前文をどう意義づけてきたか、の史的検討にもつながるだろう。

注

- (1) Des Moines は現地の発音ではデ・モインズであるが、邦訳ではデ・モインが定着しているようなので、デ・モインで表記する。図書館理事会記録や地元新聞記事など資料は2006年5月5～7日および2006年5月12日にデ・モイン図書館アーカイブで調査したものである。なお、引用文では原文のままとしてデモインと表記している箇所もある。
- (2) *Intellectual Freedom Manual*. 5th ed. comp. by the Office for Intellectual Freedom of the American Library Association. Chicago: American Library Association, 1996. p.5. 『図書館の原則 新版—図書館における知的自由マニュアル (第5版)』アメリカ図書館協会知的自由部編。川崎良孝, 川崎加代子訳。東京: 日本図書館協会。1997. p.42.
- (3) 大滝則忠。選書方針としての図書館憲章の成立—アメリカ図書館協会による1939年採択の経緯一。現代の図書館。Vol.12, No.2 (1974年6月), p.53-57.
- (4) *Intellectual Freedom Manual*. comp. by the Office for Intellectual Freedom of the American Library Association. 7th edition. Chicago: ALA, c2006. p.21.
- (5) *Minutes of the ALA Council*, November 1939., pp.60-61. *ALA Bulletin* 33, no.11 (15 Oct. 1939), pp.30-31.
- (6) *ALA Executive Board Minutes*, October 2-4, 1939., pp.13-14. (Record ser. 2/1/1, ALA Archives)
- (7) *ALA Bulletin* 14, No.7 (Aug. 1940), p.37.
- (8) *Bridging a century; an historical sketch of the public library of Des Moines*. comp. by Casey Murphy Thorpe. Des Moines, Iowa: Public Library of Des Moines, 1966. 初期のデ・モイン図書館活動については多くはこの文献による。
- (9) “State & County QuickFacts Des Moines (city), Iowa” US Census Bureau <http://quickfacts.census.gov/qfd/states/19/1921000.html> (2015. 6. 21. 確認)
- (10) “Population of Counties by Decennial Census: 1900 to 1990” U. S. Census Bureau. <http://www.census.gov/population/www/censusdata/cencounts/files/ia190090.txt> (2015. 6. 21. 確認)
- (11) Des Moines Public Library <http://dmpl.org/> (2015. 6. 21. 確認)
- (12) *Meeting record of the Board of Trustees of the Des Moines Public Library; Nov. 1936 - Mar. 1939* [Des Moines] : [The Des Moines Public Library], 1939. p.228-229. (Oct. 17, 1938)
10月の図書館理事会月例会議で、美術協会の理事長から1ヶ月の延長を要請され、承認している。分館での集会室利用も定期利用を要請しているため、なんらかの方針を明文化することが必要であるとの議論をおこなっている。
- (13) “Jones ignores other project work — resumes work on library mural. WPA to quiz artist today. Head of Sioux city’s Art Center Quits.” *Des Moines Register*. Oct.28, 1938.
- (14) *Meeting record of the Board of Trustees of the Des Moines Public Library; Nov. 1936 - Mar. 1939* [Des Moines] : [The Des Moines Public Library], 1939. p.228-229. (Oct. 17, 1938)
- (15) “Let Freedom Ring!” *Des Moines Tribune*. Nov. 24, 1938.
- (16) “Library Bill Of Rights” *Library Journal*. Dec. 15, 1938. p.965. “Library’s Bill Of Rights” *School Life*. Vol.24, No.6 (March, 1939), p.168.

School Life 誌は United States Department of the Interior Washington、つまり連邦政府内務省で発行していた学校教育や成人教育に関する情報提供の雑誌で、購買数は当時公称50万部とされ、全米の教育関係者の間での影響は大きかったものと思われる。

- (17) *Meeting record of the Board of Trustees of the Des Moines Public Library; Nov. 1936 - Mar. 1939* [Des Moines] : [The Des Moines Public Library], 1939. p.255. (Oct. 11, 1939)

10月図書館理事会月例会議で、退役軍人の服装をしたグループが共産党の会合にやってきて妨害をしたことが報告されている。

- (18) *Meeting record of the Board of Trustees of the Des Moines Public Library; Nov. 1936 - Mar. 1939* [Des Moines] : [The Des Moines Public Library], 1939. p.231. (Nov. 21, 1938)

“History Library Bill of Rights” *Intellectual Freedom Manual*, 5th ed. comp. by Office for Intellectual Freedom of the American Library Association. Chicago: American Library Association, 1996. p.5-6.

- (19) 日本語訳文は『図書館の原則 新版—図書館における知的自由マニュアル (第5版)』アメリカ図書館協会知的自由部編、川崎良孝、川崎加代子訳、東京：日本図書館協会、1997. p.42. からのものである。

- (20) “Biography of Carl B. Roden, 1870-1956” Newberry Library http://mms.newberry.org/xml/xml_files/Roden.xml#bio1 (2015. 6. 26. 確認)

- (21) Evan A. Theois. “Forrest Sapulding: Des Moines’ Forecast Librarian and Author of the Library Bill of Rights. A paper written for th 1987 Bicennial Exhibition in the Public Library of Des Moines.” [Des Moines] : 私家版. May 1987.

- (22) Wikipedia 等では1892年生まれとなっているが、ここではデ・モインズ公共図書館での資料にしたがって、1882年生まれとしておく。参考：<http://publications.iowa.gov/9347/1/Spaulding.pdf> (2015年7月7日確認)

- (23) 1882年生まれだと35歳で館長就任のはずだが、図書館での情報源によると25歳と記載されている。Wikipedia 等での記載だと1892年生まれとなっているので、どちらかの情報源が誤記されているかと思われる。参考：<http://publications.iowa.gov/9347/1/Spaulding.pdf> (2015年7月7日確認)

- (24) 現在、アメリカ図書館協会内で評議員会直轄の委員会「法律委員会」ALA Committee on Legislation (COL) となっている。法制・政策化などに関する活動をおこなう委員会である。

<http://www.ala.org/groups/committees/ala/ala-lg> (2015. 6. 21. 確認)

歴史的経緯については以下のアーカイブ資料を参照のこと。

<http://archives.library.illinois.edu/alaarchon/?p=creators/creator&id=3530>

(2015. 6. 21. 確認)

- (25) “Past PLA Presidents” <http://www.ala.org/pla/about/history/pastpresidents>

(2015. 6. 21. 確認)

- (26) “History Library Bill of Rights” *Intellectual Freedom Manual*, 5th ed. comp. by Office for Intellectual Freedom of the American Library Association. Chicago: American Library Association, 1996. p.5-17.

『図書館の原則 新版—図書館における知的自由マニュアル (第5版)』アメリカ図書館協会知的自由部編、川崎良孝、川崎加代子訳、東京：日本図書館協会、1997. p.42-54. に日本語訳が

ある。

- (27) この時期、図書館所蔵資料についてのクレームとしては以下のような事例がライブラリー・ジャーナル誌で報道されている。

Foreman, Marilla Waite. "Censorship in the large public library" *Library Journal*. Vol.53 (March 1, 1928) p.221-223. クリーブランド図書館で選書をどのようにするのか。クレームがつけられている図書として、シンクレア・ルイス Sinclair Lewis の *Elmer Gantry* や Harold Bell Wright、セオドア・ドライサー Theodore Dreiser といった作家名があげられている。ドライサーの作品『アメリカの悲劇』*An American Tragedy* は、1927年にボストンの地裁で裁判となり、1929年にはマサチューセッツ州最高裁で争われている。ニューヨークでは per contra, *The Well of Loneliness* が裁判で争われている。

- (28) "Iowa Professor in Bitter Attack on Nazi Textbook 'Lies'" *Des Moines Register*. Oct.20, 1938.

- (29) Joyce M. Latham. *White Collar Read: The American Public Library and The Left-Led CIO: a case study of the Chicago Public Library, 1929-1952*. [博士論文] Graduate School of Library and Information Science University of Illinois at Urbana-Champaign, 2007.

シカゴ公共図書館での図書館員労働組合活動を概観した論文である。

- (30) "Suit to Quench Library Touch in Court today; tax payers' Action asks writ." *Chicago Daily Tribune* 1927. 10. 25.

理事会と市長とのやりとりは以下の図書館理事会の記録にある。シカゴ図書館関係資料は2006年9月にシカゴ公共図書館アーカイブで調査したものである。

Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library. Oct. 24. (Oct. 21, 1927付け市長からの手紙を含む) p.408. [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]

Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library. Oct. 31. 1927. p.409-412. [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]

Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library. Nov.14, 1927. p.413-427. [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]

この事件については以下の論文が詳しい。

Thomison, Dennis. "The Private Wars of Chicago's Big Bull Thompson Dennis Thompson." *Journal of Library History*. 15 : 3 (1980 : summer) p.269- [ページ数不明]

シカゴ市長トンプソン William Hale Thompson が図書館理事ヘルマン Urbin J. Herrmann あてに図書館の所蔵資料の中に Pro-British (親英)、Un-American (反米) 宣伝のものがあることに対する疑義が提出された。シカゴ大火後、再開館したシカゴ図書館にはイギリスからまとまった数の図書の寄贈があり、なかにはビクトリア女王のサインいりの本などがあつた。市長が任命した構成員による図書評価報告では当然のことながら市長に同調する形となった。同調する理事のひとりヘルマンは、アーサー・シュレシンガーの著作 *New Viewpoints in American History* を書店で購入して、図書館前で新聞記者を集めて燃やしてみせることまでやってみせた。さらに ALA 作成出版の書誌リスト *Reading with a Purpose* シリーズを活用しての図書館での成人教育講座は、偏向しており、公平なリストではないと主張した。なかでも歴史学者のギボンズが編纂したリスト *The Europe of Our Day* を攻撃対象とした。ここにきて、図書館理事会は司法の場にもちだして決着をつけることを決めた。ところが、現場担当者である図書館員のほうの反応は鈍く、シカゴ・デイリー・トリビューン紙記事によれば、ローデン館長は図書館理事

会の決定に従うが、問題図書を別置すればいいのではないかという提案をしている。同じ新聞記事によると、行政資料担当司書のレックス Frederick Rex はすでにキング・ジョージ関係の資料は書架から除いたと答え、pureだとインタビューに答えている。ローデン館長の提案に対して、市長は鍵のかかる書架からでは問題図書を取り出して読まれてしまうので、燃やすべきだと強く主張している。裁判所の決定は図書館理事会の判断を妥当とした。ほとんどシカゴ市長がひとりで騒いだけで、総じて市民の反応は冷ややかであった。

- (31) “Legion council demands check on U.S. Radical” *Chicago Daily Tribune (1872-1963)* April 11, 1934.
“Editorial of the Day; readers demands serious stuff.” [Des Moines Register からの転載記事] *Chicago Daily Tribune (1872-1963)* September 4, 1935.
- (32) *Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library from January 8, 1934 to December 23, 1935*. Vol.30. [Chicago] : The Chicago Public Library, 1935. p.225 (May 13, 1935). [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]
- (33) “Editor to talk on communistic library books.” *Chicago Daily Tribune (1872-1963)* Jan. 5, 1936.
Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library from January 13, 1936 to December 27, 1937. Vol.31. [Chicago] : The Chicago Public Library, 1937. p.3. [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]
- (34) “Library rejects protests on its choice of books” *Chicago Daily Tribune (1872-1963)* Apr 14, 1936. p.3. 1936. 4. 14. 付
- (35) “Radio Censorship” *Executive Board minutes*, October 3-5, 1938. [ALA Archives]. p.488.
- (36) “Here It is — Radio Tale Which Upset Nation. How Wells told of ‘Men of Mars’” *Des Moines Sunday Register*. Nov. 6, 1938.
- (37) “Teachers, Oppose Radio Censorship. Benefits seen for children” *Des Moines Register*. Nov. 7, 1938.
- (38) *Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library from January 13, 1936 to December 27, 1937*. Vol.31. [Chicago] : The Chicago Public Library, 1937. p.71-72. [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]
- (39) Loreen Lilore. *The Local Union in Public Libraries*. [出版地不明] : Library Professional Publications, 1984. p.14.
- (40) Upton Sinclair. *Jungle*. Doubleday, 1906. (邦訳『ジャングル』東京：春陽堂, 1932 (松柏社, 2009) カンサス州にあった社会主義的な新聞 *The Appeal* から資金提供を受け、シンクレアがシカゴの精肉工場を調べ、そこで移民労働者たちの過酷な労働状況や精肉工場での衛生問題などをとりあげ、紙上で連載したものが原点である。途中まで掲載した時点で読者からクレームがつき打ち切りとなったが、ダブルデー社から図書として出版。その本が話題となり、セオドア・ルーズベルト大統領が Pure Food and Drug law を成立させる一因となったと言われる。
- (41) *Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library from January 8, 1934 to December 23, 1935*. Vol.30. [Chicago] : The Chicago Public Library, 1935. p.147. (Nov. 12, 1934) [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]
- (42) *Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library from January 10, 1938 to December 25, 1939*. Vol.32. [Chicago] : The Chicago Public Library, 1939. p.2. (Jan. 10, 1938), p.65. (Mar. 28, 1938), p.69. (Apr. 11, 1938) [2006年5月 シカゴ公共

図書館アーカイブで調査]

- (43) “Resolution adopted” *Library Journal*. August 1938. p.569.
- (44) *Proceedings of the Board of Directors of the Chicago Public Library from January 10, 1938 to December 25, 1939*. Vol.32. [Chicago] : The Chicago Public Library, 1939. p.173. (Oct. 10, 1938) [2006年5月 シカゴ公共図書館アーカイブで調査]
- (45) 『図書館の原則 新版—図書館における知的自由マニュアル (第5版)』 p.43.
- (46) *Meeting Record of the Board of Trustees of the Des Moines Public Library; Nov. 1936 - Mar. 1939*. [Des Moines] : [The Des Moines Public Library], 1939. p.231. (Nov. 21, 1938) [2006年5月 デ・モイン公共図書館で調査]
- (47) 『図書館の原則 新版—図書館における知的自由マニュアル (第5版)』 p.42.
- (48) “History Library Bill of Rights” *Intellectual Freedom Manual*. 5th ed. comp. by Office for Intellectual Freedom of the American Library Association. Chicago: American Library Association, 1996. p.7.
- (49) 『図書館の原則 新版—図書館における知的自由マニュアル (第5版)』 p.43.
- (50) 「展示空間と掲示板」: 解説 『図書館の原則 新版—図書館における知的自由マニュアル (第5版)』 p.110-114.
- (51) 『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説第2版』 p.5.

(いのうえ やすよ。2015年6月29日受理)